



当別町の小中一貫教育



当別町教育委員会

小中の教員が一体となった指導を行います

全小学校・中学校での小中一貫教育の実施
義務教育9年間を連続した教育課程の編成



- ◇ **15歳の子ども像を共有**し、義務教育9年間を見通した（積み重ねや連続性を考慮した）教育活動をすべての小学校・中学校で実施。

地域の特徴を活かした教科の導入

- ◇小中一貫教育の核となる地域の特徴を活かした「独自教科」を創設、導入。
- ◇「独自教科」は、いわゆる「ふるさと教育」のほか、低学年からの「英語教育の充実」など、地域の教育資源を活用し実施していきます。

(メリット)

小・中学校の学習指導要領に規定する、各学年の各教科等の内容の定着をしっかりと図った上で、当別の歴史・文化・自然・産業・科学などに対する興味や関心を高めて将来の夢や希望を拡げます。また、英語でコミュニケーションできる子どもを育成し、将来の夢や希望の実現に近づけます。

児童生徒や教職員の交流

- ◇小学校高学年から、教科免許を持つ中学校教員や小学校教員が指導を得意とする教科を指導する「教科担任制」の一部導入。
- ◇小学校・中学校教員がお互いの学校で授業を行う「乗入授業」などの実施。
- ◇小学校高学年の「中学校登校」の実施。

(メリット)

小学校高学年から、より専門的でわかる授業が行えます。また、複数の教師と接することにより、より丁寧で多面的な支援が行なわれます。その結果、中学進学後もスムーズな移行が図れます。

小学校・中学校教員にとっても、お互いの学校で授業を行うことで、指導力向上が図られ、学力向上にもつながっていきます。

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

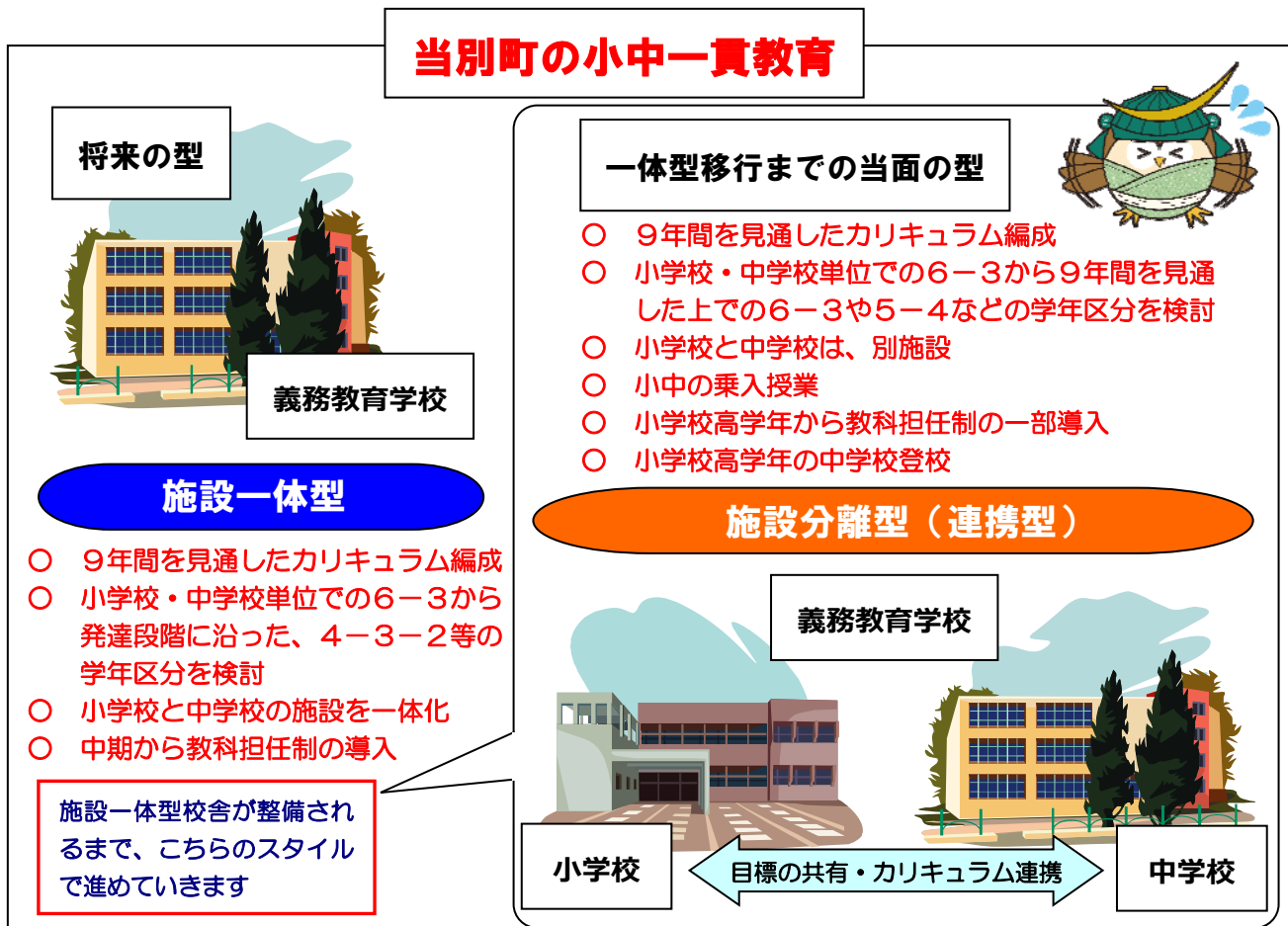
- ◇保護者や地域の方も学校運営に参画していただく**コミュニティ・スクール**の導入により、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みをつくります。

(メリット)

一緒に活動することで「目指す子ども像」を共有し、地域と保護者がつながり、力を合わせる姿が子どもに伝わります。また、学校を理解することで、帰属意識が高まり、家庭や地域の教育力が向上し、子どもの学力向上にもつながっていきます。

当別町のこれからの小中一貫教育のスタイル

当別町では、小中一貫教育を進めていく小中一貫校を設置するにあたって、下の図のような方法で実施していきます。



小 中 一 貫 教 育 の 成 果

文部科学省「小中一貫教育についての実態調査の結果」（平成26年度）より一部抜粋

中学校への進学に不安を覚える児童が減少した	43%	51%	
いわゆる「中1ギャップ」が緩和された	45%	48%	
上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった	35%	55%	
下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった	31%	58%	
小・中学校の教職員間で互いのよさを取り入れる意識が高まった	35%	61%	
小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった	36%	57%	
小・中学校共通で実践する取組が増えた	40%	52%	
異校種、異学年、隣接校間の児童生徒の交流が深まった	34%	55%	

（調査対象市区町村数：211）

■ 大きな成果が認められる

■ 成果が認められる

国の実態調査の結果、小中一貫教育を実施している学校では上記のような成果が認められています。

今後のスケジュール

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<ul style="list-style-type: none"> 「一貫教育推進講師」の配置 「独自教科」の内容検討 小学校教科担任制の検討 児童生徒交流の促進 教職員交流の促進 コミュニティ・スクールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「独自教科」の試行実施 小学校教科担任制(一部) コミュニティ・スクールの導入 		<ul style="list-style-type: none"> 成果の検証 改善充実

当別町小中一貫教育 Q&A

Q. 小中一貫教育のメリットは何ですか。デメリットはありませんか。



A. 小・中学校間のスムーズな学習の接続が可能となり、生徒への教育的効果が高いことがあげられます。また、小学校・中学校の教職員同士の様々な意見や情報の交換ができることもメリットの一つです。一方で、小学校6年生の「リーダー性」や「主体性」の育成について課題があるという声もあります。

Q. 小学校、中学校はなくなるのですか。



A. 当面、分離型で進めていきますので、小学校・中学校の校舎は残りますが、学校としては、1年～9年生までが学ぶ「義務教育学校」になります。例えば、小学校校舎では1年～5年までが学び、6年～9年は中学校校舎で学ぶということが考えられます。

Q. 当別町だけ独自の取組みをすると、町外からの転入者や町外へ転出した時、困りませんか。



A. 義務教育は、全国的な教育の機会均等や教育水準を担保する必要があることから、学習指導要領等に規定する各学年の各教科等の内容等を適切に取り扱うことが求められます。そのため、教育内容が大きく異なることがないよう配慮しながら進めますので、町外から転入してきた場合や町外へ転出した場合でも困ることはありません。

詳しくはホームページでご覧になれます



石狩郡当別町白樺町58番地9
 当別町教育委員会管理課一貫教育推進係
 電話:0133-23-2689 FAX:0133-23-3114
 E-mail:kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp

当別 小中一貫教育

検索

